

## 【緊急！】消費者トラブル注意報 第96号

# 管理会社と誤解させる訪問販売にご注意ください

新築マンションに引っ越して間もないところに、マンションの管理会社からの点検と誤解するような訪問勧誘を受け、換気扇のフィルターの購入を勧められたという相談が寄せられています。

## □事例1

入居したばかりのアパートに男性が訪ねてきて「換気扇フィルターの取替えに回っている。市販のものは使用できないので、この機会に購入しておいたほうがよい。」と言われたので、アパートの管理会社の人だと思った。後日、取り付けた業者は管理会社とは全く関係ない会社で、しかも我が家の換気扇には市販のフィルターが使用できるとわかった。

## □事例2

「換気扇の説明に来ました」と訪問があり、新築マンションなので管理会社の担当者だと思って家の中に入れた。掃除方法について長時間説明されたあと、換気扇の枠とフィルター1年分を勧められたので購入したが、契約書はもらわなかった。後で管理会社とは全く関係ない訪問販売だと気付いた。

## □事例3

自宅マンションに訪問販売の事業者が来た。「換気扇の説明をさせてください」と言って部屋に入り、換気扇の洗い方を長時間説明した後、換気扇フィルターを取り出し、「これなら使い捨てですぐに交換ができる。」「皆さん、このフィルターを取り付けている。」などと言われたので、契約した。

## □消費者へのアドバイス

### ①訪問の目的などを言わない訪問販売業者には気を付けましょう

訪問販売の事業者は勧誘に先立って、氏名や名称、商品等の勧誘目的、物品の種類などを明示しなければいけません。勧誘目的等を告げない事業者には気を付けましょう。また、契約の際は、契約書や領収書などの法定書面を必ず受け取りましょう。

### ②すぐ契約せず、まずは家族などに相談しましょう

契約や購入する前に、家族や信頼できる人に相談して、本当に必要なものなのか考えましょう。なお、訪問販売は法定書面を受取った日を含めて8日以内に書面で通知を発信すれば、契約の解除（クーリング・オフ）ができます。

※お困りの際には、県や市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

■熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

（相談受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）